

仕 様 書

(目 的)

- 1 広島市立舟入市民病院（以下「病院」という。）から排出される一般廃棄物（以下「廃棄物」という。）を収集し、委託者（以下「発注者」という。）の指定する処理場へ搬入するため、次により実施するものとする。

(業務内容)

- 2 受託者（以下「受注者」という。）の業務内容は次のとおりとする。

- (1) 収集回数及び収集場所

- ア 収集回数

週 2 回以上収集するものとする。ただし、収集日が土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 8 月 6 日に当たる場合は、別途発注者の指示による。

- イ 収集場所

病院本館地下サービスヤード内ごみ集積場

- (2) 収集する廃棄物及び 1 年間の排出予定数量

区 分	1 年間の排出予定数量
可燃ごみ	48,000 kg
資源ごみ（缶・びん類、新聞・雑誌類等）	7,000 kg

(留意事項)

- 3 業務実施に当たっての受注者の留意事項は、次のとおりとする。

- (1) 業務実施に当たっては、あらかじめ発注者の承認した車両を使用しなければならない。
- (2) 廃棄物の収集・運搬に当たっては、病院利用者、通行人等に危険を及ぼさないように特に注意するとともに、廃棄物が飛散し、又は流失しないようにしなければならない。
- (3) 受注者は、業務に従事する従業者名簿を事前に発注者に提出しなければならない。
- (4) 受注者は、契約締結後、業務実施計画書を提出し、発注者の承認を受けなければならない。
- (5) 受注者は、業務実施報告書を毎月業務完了後、翌月 10 日（ただし、3 月分は 3 月 31 日）までに提出し、発注者の承認を受けるものとする。
- (6) 業務実施にあたっての必要な経費（広島市事業ごみ指定袋を除く。）は、すべて受注者の負担とする。

(その他)

- 4 この仕様書に疑義があるときは、発注者・受注者協議して定めるものとする。